

(フリガナ)		基本 指 数	父	母	調整	計	職員確認	
児童名								
住 所			昭和町					
保護者の状況（同居の親族、その他の者が育成に当たれない場合）					週5日以上	週4日	週3日	
1	居宅外 労働	外勤 （自宅 外自営）	就労者本人（自営の場合その中心者）	実労7時間以上	10	9	8	
				実労6時間以上7時間未満	9	8	7	
				実労5時間以上6時間未満	8	7	6	
				実労4時間以上5時間未満	7	6	5	
				実労2時間以上4時間未満	6	5	4	
	農業	就労本人	耕地面積 30a 以上 かつ年間 150 日以上従事	8				
2	居宅内 労働	居宅内 就労、居 宅併設 型自営 業、内職 など	就労者本人（自営の場合その中心者）	実労7時間以上	9	8	7	
				実労6時間以上7時間未満	8	7	6	
				実労5時間以上6時間未満	7	6	5	
				実労4時間以上5時間未満	6	5	4	
				実労2時間以上4時間未満	5	4	3	
		自営業協力者	実労7時間以上	8	7	6		
			実労6時間以上7時間未満	7	6	5		
			実労5時間以上6時間未満	6	5	4		
			実労4時間以上5時間未満	5	4	3		
			実労2時間以上4時間未満	4	3	2		
内 職			4	3	2			
3	保護者の疾病・心身障がい	保護者が1ヶ月以上の入院治療及び育成に当たれない場合。（心身障害1・2級）			10			
4	看護・介護	居宅外介護・看護（居宅外労働に準じる）介護施設は対象外。（要介護3以上）			8			
		居宅内介護・看護（居宅内労働に準じる）介護施設は対象外。（要介護3以上）			7			
5	ひとり親	離婚、行方不明、収監、その他			15			
6	求職・就労活動中	現在職業を探しているもの（3ヶ月間）			2			
7	その他	上記以外に館長が児童の育成に欠けると認めた場合			協議			

調整	学年 (加算)	小学校6年	0
		小学校5年	1
		小学校4年	2
		小学校3年	3
		小学校2年	4
		小学校1年	5
	滞納 (減算)	保育料・児童クラブ利用料を滞納している世帯	-15

この基準票を基に内規により優先順位を決定します。